

### 第3回 吉田町下水道料金等審議会 議事録

**日 時**：令和4年10月4日（火） 13時30分～15時30分

**場 所**：吉田町役場 2階 町民ホール

**出席者**：遠藤誠作（会長）、田村戸一（副会長）、深澤哲委員、鈴木みち子委員、大村友里委員  
高寺弘和委員、小原廣美委員、岩倉道代委員  
（事務局）内田上下水道課長、西澤下水道業務部門統括、鈴木下水道工務部門統括  
岡田主査、安本主査、田中主査、大石主事  
株式会社N J S

**欠席者**：－

**議 事**：1 開会

2 会長挨拶

3 議事

（1）第2回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項

（2）使用料改定率のケース設定

（3）経費回収率100%を目指した段階的な使用料改定方針

（4）次回審議会の予定

4 質疑・応答など

5 閉会

**配布資料**：資料1：説明資料

資料2：第2回審議会議事録

## 会議内容：

### 議事（１）（開会：事務局）

事務局より、開会宣言。

### 議事（２）（会長挨拶）

遠藤誠作会長より、審議会開会の挨拶。

会 長 : 予定では来月開催となっていたが、改定率の考え方の議論が結構細かくなっているため、あまり期間を置かずに開催すべきと考え、二か月期間があくと忘れてしまう可能性もあるため、急遽審議会を一回追加することとなった。改定の核心につながる内容なので、納得できるような議論をお願い申し上げる。

### 議事（３）（議題）

#### 議題（１）第２回審議会の審議内容確認及び本日の審議事項【審議事項】

事務局 : 第２回審議会の審議内容と本日の審議内容について、「第３回 吉田町下水道料金等審議会 説明資料 令和４年１０月４日」（以下「説明資料」という。説明資料 1/25～5/25）により説明を行った。委員より質疑は無かった。

#### 議題（２）使用料改定率のケース設定【審議事項】

#### 議題（３）経費回収率１００％を目指した段階的な使用料改定方針【審議事項】

事務局 : 議題（２）使用料改定率のケース設定および、議題（３）経費回収率１００％を目指した段階的な使用料改定方針の算定について、説明資料 6/25～21/25 より議題（２）（３）を合わせて説明を行った。資料の修正事項として、資料１説明資料４ページ目「★物価上昇（毎年２％）を考慮した使用料対象経費」の経費回収率計算式で、分母の①は⑤が正しい。計算の中身は問題ないので表記を修正させていただく。

委 員 : 経費回収率１００％にするのがなぜ令和１１年でなければいけないのか。

事務局 : 第２回審議会の 8/23 に説明した通り、少なくとも基準外については使用料収入でまかなわなければならないが、現在まかなわれていない状況である。令和２年度に経営戦略を策定し、現在改定の検討をしている段階であるが、料金値上げを実現してから次の料金値上げまでは３～５年というのが一般的であるため、経営戦略策定時に料金値上げの間隔を５年にすることに決めた。そのため、令和６年に料金値上げをしたら次は令和１１年と決めさせていただいた。

委 員 : 経費回収率１００％にはしなければいけないのか。

事務局 : 本来は現時点でも100%でなければいけない。現在までは料金改定について整理をしているということもあり先延ばしにしていた部分もあるが、いよいよ税金を投入するのも苦しくなっているので、原則として少なくとも維持管理費については受益者の負担が大前提であり、できるだけ早く解消していかなければいけない。

委員 : なぜ100%なのかということについて、まず基準内というのは町の税金の中でここまでなら投入してもまだ健全性が保たれるという一つの基準であり、基準外というのは基準内に加えて税金から投入している。道路や橋梁などにまわせるお金を下水道に投入しているので、それは0にしなければいけない。基準外繰入をしようとするならば、地方交付金を減らされるようなことが起きる。そのような理解でよいか。

事務局 : そのとおりである。

委員 : それを経営戦略のタイミングで、今後どういうふうに正しく経費回収率100%に向けて使用料でまかなっていくのかを考えるタイミングとして、3年や5年で町民に諮りながら検討していく。そのような理解でよいか。

事務局 : はい、審議会を3年ごと、5年ごとに開催するというので、あくまでも審議会で審議いただいて改定率等を検討するというのでスケジュールを決めさせていただいている。

委員 : 基準外をなくさないと、多少大げさだが町自体が将来に立ち行かなくなるかもしれない。そこで、町の事情や経済の状況により、3年や5年ごとに町民に諮っていくということで理解した。

委員 : 値上げ率が低ければ、令和11年に100%達成できない。その場合、令和12年や13年になってもよいか。

委員 : やむを得ない場合もあるのではないかと思います。総務省としては、財政健全化のために、基準外をなるべく早く改善するための見通しを各自治体は出しなさいということだと思う。その中で、コロナの影響などによる事情があれば、その段階でまた考えましょうという意味合いだと思う。

事務局 : 令和11年を期限として何かしなければならぬ、といった国の方針があるわ

けではない。町としては、税金の使い方に公平性がないのではないかとといった意見が出る可能性もあるので、できるだけ早く解消したい。

委員 : 現状は、経費回収率50%である。それを、令和11年に100%にするとすると、倍にしなければならない。

委員 : 令和11年が完全な期限ではない。町の税金をどう使うか考えた時に、計画的にどうするのかという姿が必要である。3年ごとや5年ごとに審議会を開くので、そこで改めて前回は振り返り、いまの状況では無理ということであれば経費回収率100%にするためにどうすれば良いか、またそこで考える。そのように、ある程度の道筋を決めるということである。

事務局 : 5年後や3年後に審議会を開き、景気等も踏まえて議論していただくかたちになる。経費回収率100%というのは、実現させなければならないものであるため、バランスをとりながらできるだけ早く実行し、税金をほかの事業に使うことが税金の公平化にもつながると考える。そのあたりも含めて、今後いつ議論するかということも答申にかけたい。

委員 : もし町の税収が増えれば、基準外繰入をしてもよいということがこの町についてはいえるかもしれない。良い面も悪い面もありえるので町の努力次第となる。

副会長 : 他の市町村では経費回収率100%でない自治体もある。経費回収率100%を目指すのは県内の市町も同じか。

事務局 : 経費回収率100%を目指すのは、どの下水道事業者も同じである。公営だが企業なので、使用料で賄えないのは企業としてありえないため、どの自治体も経費回収率100%を目指さなければならない。早めに経費回収率100%を達成し経営を安定させることで、町の運営も安定する。

副会長 : 今まで手をつけずにいたため、吉田町の経費回収率や使用料単価が現在のような状態にあるということは、令和11年を目途に経費回収率100%を目指すのは苦しいけれども仕方ないということか。

事務局 : おっしゃる通りで、吉田町は平成7年に供用開始してから料金改定しておらず、他市町よりも使用料単価が安い状態で維持していた。それに対して税金投入もしてきた。他の市町も同じような状況で、平成初期の使用料体系で運営してい

たが、使用料の改定を行っている。

副会長 : 県内の市町で料金改定をする必要があるところは何自治体ほどあるか。

事務局 : 他市が県内市町への使用料改定スケジュールのアンケートを実施した結果、浜松市と森町と長泉町は料金改定の予定はないとしているが、それ以外は審議会の予定が決まっていたり、料金改定の時期が決まっていたり、ほぼすべての市町が料金改定に向けて動いている。経費回収率100%を目指すというのはどの市町も考えている。

副会長 : 総務省の指導により、他市町も同じ歩調で行くということで理解した。では、今回経費回収率100%にするというわけにもいかないのでは、何%まで持っていかという議論となる。

事務局 : そのあたりを議論いただき、今回ある程度方針を決定して次に進めたい。

会 長 : 上下水道事業は公営企業でやるように国で決めている。上下水道は必ず使用するもので、共同施設なので皆で負担しており、足りない分は公営企業として企業債を認めている。経費回収ができなければ、今後施設の更新時期が来た時にどうしようもなくなる。経費が固定されていれば良いが、その時々で異なる。経費回収率100%を目指してまずは何%上げるか、段階的に上げることになるが、経費回収率が100%になったとしても、また更新時期が来て費用がかかる。経費回収ができず運営できないと下水道をやめることになるが、吉田町はそうならないと思う。吉田町の財政力指数を見ると金持ちの町であるので、まだ余裕があり繰出できるが、何に使うか納得して使わなければならない。いずれ繰出できなくなったり、補助金制度がなくなったりする可能性もある。

委 員 : 100%にするかしないかは、一般会計繰入金（基準外）を0にするという話だけをしている。経費回収率100%にしたからといって全て賄うわけではなく、更新投資や設備投資といった資本費は、一般会計繰入金（基準内）で賄うので税金を投入している。そのため、すべてを使用料で賄うわけではない。

副会長 : 工事に関わる4人の職員費は資本費に含まれているということが前回の議事録に記載されている。減価償却費のなかに職員費も含まれているというような、見えない部分もあるということか。

- 事務局 : 減価償却の中に職員費も入っているので、その中に含まれて減価償却している。
- 副会長 : 職員は、年間朝から晩まですべて工事に入っているのか。
- 事務局 : 維持管理も資本費も、職員としてはきっちり分けることができない部分もある。役場の配置として工務部門と業務部門に分かれており、その部門分けによって会計をおこなっている。
- 副会長 : 資本費は税金を充てるように考えているが、本当はもっと大きな金額がかかるという認識を持つべきか。
- 事務局 : おっしゃるとおりで、全体として下水道事業なので、総務省は資本費が基準内なので自治体で見てもよいと言っているが、吉田町は町として財政力指数が高いのでお金の援助としてあまり恩恵には預かっていない。そのため、総務省が資本費は一般会計繰入金（基準内）で良いと言っているからそのまま良いという議論は、将来的にはなくさなければならないと考えるが、まずは順番として基準外から対処していく。資本費も使用料対象経費に乗せるべきということを総務省は言っているので、今後更新をしていく中でどのような財源をとるのか、まだまだ議論をしていかなければならない。先程のスケジュールだと、3回議論をしたら終わりというかたちになっているが、恐らく審議会はずっと続いていき、結果として使用料の改定をしないという議論になったとしても、審議会は開催しなければならない。今まで実施できていなかったもので、きっちりやらなければならない。まずは基準外を解消して、その後資本費についても議論を進めたいと考える。
- 委員 : 資料1説明資料の2ページ2.1(1)に、「使用料改定のみならず頼らない施策も実施することとしており」と記載があり、続いて「一方で、経営戦略の次期見直し時（令和7年度）には、その方向性・見通しが得られていることが考えられます」と記載があるが、何か今の時点で教えていただける施策はあるか。
- 事務局 : 現在浄化槽汚泥を処理しているのが衛生センターであるが、それを吉田浄化センターと統合できないかと考えている。成分分析等の科学的要素から検討しなければならないことがあり、すぐに投入するのは難しいため少し時間をかけて検討させていただきたいが、今年ある程度の方針が出ると思う。現在浄化センターの稼働率が70%程度であるが、浄化槽汚泥を投入することにより100%近くになればm<sup>3</sup>あたりの経費が下がると思う。現在、町から投入されて

いる部分が使用料として投入される可能性もあるので、まだ実行可否を正式にお伝えすることはできないが、実行できるように可能性を紐解いて実現したい。その場合、初期投資がかかる可能性はあるが、衛生センターはそろそろ修繕費が必要になってくる頃であるため、将来的な費用についても令和7年度の経営戦略見直しにおいて検討した上で、提示したい。

委員 : 一般会計繰入金（基準外）を町の税金から補填しているという話だが、補填の仕方として、水道料金から充てるとか、企業や学校など大口使用者の使用料を少し上げるなど、税金以外から埋め合わせすることはできないか。また、できない場合は理由を教えてください。

事務局 : 吉田町は水源の水質もよく、経営としては安定しているが、あくまでも水道は水道事業で公営企業として運営しており、水道サービスへの対価として水道料金を徴収させていただいているので、他のところへ使用することはできない。また、大口使用者には現在も従量制で $m^3$ 単価を上げており、あまり大きく $m^3$ 単価を上げてしまうと大口使用者にとっても負担になってしまうので、 $m^3$ 単価の上げ幅は現状維持になると考える。ですので、税金以外から補填してもらうのは難しい。

委員 : 水道料金は適正な料金となっている筈なので、下水道に回せるような大きな内部留保はないのでは。水道料金を余計に支払って下水道使用料に補填してもらうよりは、下水道に直接支払ってもらうほうがよい。

副会長 : 下水道料金の金額は、水道料金の87%程度である。水道料金はすでに下水道料金よりも高いので、普及率をあげるためにも、下水道料金を高くするよりも水道から補填してもらえないかと思ったが難しいか。

事務局 : 水道の担当ではないので細かいところは分からないが、水道料金は恐らく牧之原市などの他市町よりも安い。それは水源が良いためで、そのまま飲めるほどの水質であると聞いている。下水道は汚した水をきれいにするので、流したものにお金を払うのが情動的に嫌だというのがあると思う。しかし、汚したものにお金がかかるということは、ご理解いただけるようにこちらも広報しなければならない。

委員 : 経費回収率はなにを表しているか。

- 事務局 : 現在の料金を基準とする令和8年度時点の改定率が何%かによって、経費回収率をグラフにしている。(説明資料 14/25)
- 委員 : 吉田町は料金徴収が2ヵ月に1度なので、改定率を30%にして1,000円程値上がりするということは、請求は2,000円程値上がりするということか。
- 事務局 : そのとおり。2ヵ月に1度の請求なので、月額でお伝えするよりは値上がりの感覚が大きいと思う。
- 委員 : この場で金額を決定するわけではなく、皆さんの色々な考え方やご意見をいただき、町長などへ報告した上で改めて議会で決定する。だからこそ、分からないことなどは発言していただければ、議員等など町民が如何に考えているかを理解して、どうすべきか考えることができる。
- 会長 : それでは、経費回収率100%を目指すやり方を委員会としてまとめたい。これについて、皆さんの考え方を一人ずつ伺いたい。
- 委員 : 説明資料 9/25 で、基準外をなくすために、1回の改定では無理ということであれば何回かに分けるのが良いと思う。税金の使い方として、様々な用途に使用できるようにするほうが良い。総務省は、目的と筋道を立てて経営するよさという意図で言っている。他の町や全国的にも使用料を上げるということを考えざるを得ない。先に10%上げて、次に一気に上げるというよりは、計画的に使用料を見直すのが良いと考える。
- 委員 : 具体的な金額を我が家に当てはめると、やはり家計に負担がかかると感じる。一気に料金を上げるということは無いと思うが、説明資料 21/25 の当初予定の改定であれば、上げ率もそこまで負担にならないように感じる。
- 委員 : 3段階で上げればよいと考える。理由としては、まず、物価は今後も上がると思っており、金利を上げない以上は物価が上がり円安も続くと考えている。それを考えると、一日も早く経費回収率100%に近づけるほうがよい。電気代も2~3年で倍に上がっているが、デモなども起きておらず生活もできているので、今は料金改定に良い時期ではないかと思う。また、水洗化率も並行して上げるべきであり、主催者は役場だけでなく町内会などで毎月会合を行うことも考えられる。



委員 : 吉田町は住みやすい町であり、住みやすい町であれば人も集まり、人口も増えて水量も増える。住みやすい町を維持したい。目指せ経費回収率100%で良いと思う。

会長 : 選択肢として、一つ目が令和6年度と令和11年度に改定、二つ目が令和6年度と令和11年度と令和16年度の3回改定、三つ目が令和6年度と令和9年度と令和12年度の3回改定で経費回収率100%を目指す、という3つの案が出ているが、どのへんを落としどころとするか。

副会長 : 資料1P2~3で各ケースの比較表とグラフがあるが、改定率40%でも県内および全国の使用料単価平均値より少し高いくらいであるため、改定率40%が容認できる範囲という印象を受ける。次に、経費回収率のグラフで改定率40%だと県内の経費回収率で真ん中より少し下くらいに位置する。吉田町は汚水処理原価が少し高いというような要因もあるが、使用料単価を40%上げたとしても、他の市町も使用料改定をすればもっと位置が下がる。改定率60%にすると県内で一番か二番目に高いので、上げて50%かなと思う。中部電力の使用料金は先日35%上がったが、来春にはさらに20~30%上げざるを得ない状況であると新聞に記載されており、今下水道の改定率を40~50%は上げなければ、その後苦しくなるのではないかと思う。もう一点、下水道料金が高くなるのであれば浄化槽のほうがよいという声も出るのではないかと考えた場合、下水道と浄化槽の違いは何かを調べると、浄化槽は設置費用が100万円程かかるうち70万円は町から補助が出るので、個人負担は30万円となる。一方、下水道は工事費や分担金で大体30万円になるということで、浄化槽と下水道でイーブンになる。下水道は維持費がかからないが、浄化槽は年間65,000円ほどかかり、月間だと5,400円ほどになる。そうすると、下水道の場合、ケース4では平均月額が5,285円と書いてあるので、改定率60%までは上げて合併浄化槽よりも下水道のほうがお得だと言える。しかしながら、改定率60%は県内トップクラスの使用料になるので、上げて50%かなと思う。合併浄化槽との競争力を見ると、下水道はまだまだメリットがあると考え、60%は高いので1回目の改定は50%が妥当かと思う。何回で使用料金を上げるかは、様子を見て町の政策を踏まえながら決められたら良いと考える。

会長 : 何回になったとしても、上げることはやむを得ない。3年ごとに見直すか、5年ごとに見直すかだが、皆さんの意見を踏まえると、3年ごとに3回で見直すのはどうか。

各委員 : 異議なし。

会 長 : それでは、3年ごとに3回で見直すことにする。最終調整までに何かあれば変更することもできるので、とりあえず3年ごとに3回ということで決める。

委 員 : 何%料金を上げるかというのは、どう決めるか。

会 長 : 何%上げるか決めなければ、検討が進まないか。

事務局 : 2パターンほど作ることはできると考える。先程出ていた、33%ずつ改定するパターンと、50%一度目に改定するパターンを作成して提示し、次回議論していただきたい。それでよいか。

副会長 : はい。

会 長 : その他、各委員何かご意見等あるか。  
委員より意見は無かった。

会 長 : それでは、進行を事務局にお返しする。

#### **議題（４）次回審議会の予定【審議事項】**

事務局 : 次回審議会の予定として、現在11月下旬とお伝えしているが、11月24日の木曜日13時半から開催させていただきたいので、スケジュールをご確認いただきたい。今回、3年ごと3回見直しということで見通しを決めさせていただいた。次回33%改定する場合の改定使用料の体系、50%改定する場合の体系を示させていただき、ある程度基本料金や従量料金の設定を決めさせていただいた上で、最後第5回目の審議会で町長に答申する内容を決め、審議会としての方針を示し、事務局で精査して議会に挙げる。あくまでも料金改定を決めるのは議会であり、議決を受けることになる。

#### **議事（４）（質疑・応答など）**

事務局 : 審議会の中で聞きそびれてしまったことや疑問に感じることがあれば、今お配りさせていただいた質問回答シートに記載いただきたい。頂いた質問のうち各委員で共有すべき内容があれば、共有させていただく。本日決定した内容について、本当は違う意見であるといったご意見は反映致しかねるのでご了承いただきたい。

**議題（５）閉会**

事務局 : 第3回審議会終了の挨拶

以上